

令和元年度 第 3 回基山町都市計画審議会

鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）

（鳥栖基山都市計画基山町公共下水道）

基定第537号

令和元年8月22日

基山町都市計画審議会

会長 久保山 義明 様

基山町長 松田 一也



鳥栖基山都市計画地区計画の決定について（諮問）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、基山町が定める鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の決定について、同法第77条の2第1項の規定により基山町都市計画審議会に諮問する。

記

都市計画の種類及び名称 鳥栖基山都市計画地区計画 黒谷地区地区計画

鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）

鳥栖基山都市計画基山町公共下水道を次のように変更する。

1. 下水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

基山第1汚水幹線位置変更

2. その他の施設

「区域は計画図表示のとおり」

基山汚水ポンプ場の追加

変更理由

基山町は宝満川上流流域下水道の構成市町であるが、宝満川上流浄化センター完成までは、暫定的に小郡市の下水管路を利用して、宝満川浄化センターで汚水処理を行っている。関係機関により効率的な汚水処理方法の検討を行った結果、基山町を宝満川流域下水道に編入し、正式に宝満川浄化センターで汚水処理を行うこととなった。このため、流域下水道基山幹線に接続する基山第1汚水幹線の位置の変更、その他の施設として基山汚水ポンプ場を追加するものである。

縦覧について

期 間	令和元年11月1日から令和元年11月15日
縦 覧 者	1名
意見書の有無	無

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称（変更なし）

鳥栖基山都市計画 基山町公共下水道

2. 排水区域（変更なし）

「排水区域は総括図表示のとおり」

約 5 5 6 . 5 ha [うち汚水処理区域約 5 5 6 . 5 ha]

3. 下水管渠

(新)

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
基山第 1 汚水幹線	基山町大字小倉 字灰塚	基山町大字小倉 字川辺	基山ポンプ場から 送水する幹線管渠

「区域は計画図表示のとおり」

(旧)

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
基山第 1 汚水幹線	基山町大字小倉 字三国	基山町大字小倉 字三国	流域下水道に接続 する管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

(新)

内 訳	位 置	備 考
基山汚水ポンプ場	基山町大字小倉字灰塚	約 1,290m ²

「区域は計画図表示のとおり」

(旧)

なし

参考 1

都市計画決定経緯の概要

〔基山町決定〕

鳥栖基山都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備考
原案作成	令和元年 9 月	
地元説明会の開催	令和元年 9 月 17 日、18 日、20 日、 24 日、27 日、30 日	
県との事前協議	令和元年 10 月中旬	
案の告示、縦覧	令和元年 11 月 1 日から 令和元年 11 月 15 日まで	
基山町都市計画審議会	令和元年 11 月 19 日	
県への同意申請	令和元年 12 月下旬	
知事の同意	令和 2 年 1 月下旬	
決定告示及び縦覧	令和 2 年 1 月下旬	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、鳥栖基山都市計画下水道に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画案について意見書を町長に提出することができる。

令和元年11月1日

基山町長 松 田 一 也

記

1. 都市計画の名称及び内容

鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町公共下水道）

2. 都市計画を変更する土地の区域

基山第1汚水幹線の位置

基山汚水ポンプ場の追加

3. 縦覧の場所

基山町役場 建設課

4. 縦覧の期間及び時間

期間 令和元年11月1日（金）～令和元年11月15日（金）

時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝祭日を除く）

